

## 電波法施行規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集に対して提出された意見及び総務省の考え方

【意見募集期間：平成 29 年 4 月 22 日（土）～平成 29 年 5 月 26 日（金）】

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	公立大学法人首都大学東京 エネルギーインテグリティシステム研究センター	<p>わが国で初めて電波防護指針（平成 2 年）が策定されたときに、電波防護指針の根拠として位置づけられる「基礎指針」と、基礎指針を満たすための実測できる物理量（電界強度、磁界強度、電力密度及び電流）で示された、実際の評価に用いる「管理指針」が示されました。適合性評価に用いられるのは「管理指針」であり、「基礎指針」は防護指針の根拠を与える位置づけであって、実際に適合性評価に用いることは想定されていませんでした。</p> <p>今回、平成 27 年の電波防護指針改定により、電波防護指針に新たに「基本制限」が導入されました。この「基本制限」は、人体に生じる生体作用に基づいて示された人体防護に関する指針値であるという点では、従来の電波防護指針における「基礎指針」と共通の概念である一方、「基礎指針」と異なり、積極的に適合性確認に用いられることが想定されていると述べられています。</p>	<p>本省令等の改正案に対して賛成する御意見として承ります。</p> <p>基本制限に関する規定を追加すべきとのご意見について、基準値に対する適合性評価をより適切に実施することを可能とするため、告示において規定を追加いたします。</p>	有

		<p>平成9年に電波防護指針の改定がなされた際に、「局所吸収指針」が導入されました。局所吸収指針は、基礎指針で対象としている比吸収率に関する基準値を示したもので、電波防護指針の「基礎指針」と共通の概念でしたが、国際的に合意の得られた評価方法を用いることで、適合性評価にも適用できるものとされています。</p> <p>今回の「基本制限」の導入においても、評価方法についての国際的な取り組みにより、低周波、中間周波の対象の一部においては適合性評価に適用することができるようになっています。例えば、ワイヤレス電力伝送装置からの人体ばく露は、電磁界強度指針で想定している全身が均一にばく露される条件とは著しく異なり、「基本制限」に基づく評価をおこなうことが適切と考えられておりますが、結合係数という基本制限への適合性評価を背景にした評価方法が開発されています。</p> <p>このような新たな適合性評価手法にも対応できることが望ましいと考えます。</p> <p>今回の電波防護指針は国際的なガイドラインとの調和が重んじられています。国際ガイドラインにおいては、電波防護指針の電磁界強度指針に対応する「参考レベル」</p>		
--	--	--	--	--

		<p>は簡易な適合性評価に用いるものと位置づけられており、「基本制限」による評価を本来の適合性評価で用いるべき基準値と位置づけていることから、国際的なガイドラインとの調和という点においても、わが国においても、「基本制限」を適合性評価に積極的に用いることができるよう、基準値を案に記載することが望ましいと考えます。</p>		
2	<p>一般財団法人電気安全環境研究所 電磁界情報センター</p>	<p>改正案は、平成 27 年 3 月 12 日に情報通信審議会から「電波防護指針の在り方」のうち「低周波領域（10kHz 以上 10MHz 以下）における電波防護指針の在り方」について一部答申を受けて電波防護指針が改訂されたことを踏まえ、電波法施行規則の管理指針の一部（電磁界強度指針等）を反映している。</p> <p>この中では、10kHz から 10MHz において「健康への有害な影響に至る可能性のある電波ばく露による生体内現象と直接関連する物理量についての制限値」である「基本制限」が新たに策定されている。この「基本制限」は従来の電波防護指針にある「基礎指針」と同様に、人体の安全性を直接的に評価する指標である。</p> <p>「基本制限」および「基礎指針」は共に体内物理量であり、実際に測定することが困難であるため、「基礎指針」</p>	<p>本省令等の改正案に対して賛成する御意見として承ります。</p> <p>基本制限に関する規定を追加すべきとのご意見について、基準値に対する適合性評価をより適切に実施することを可能とするため、告示において規定を追加いたします。</p>	有

		<p>はこれまで、電波法関連規則には明記されていない。一方、「基本制限」は国際非電離放射線防護委員会（ICNIRP）から提案されている国際的なガイドラインで用いられている指標であり、前述の答申添付の電波利用環境委員会報告書において、下記の如く記載されている。</p> <p>「従来の電波防護指針における「基礎指針」は、適合性が管理指針により確認できない場合に適用される例外的措置のための指針と位置付けられている。一方、ICNIRP ガイドライン 2010 における「基本制限」は、積極的に適合性確認に用いられることが想定されており、この点では電波防護指針における「基礎指針」とは位置づけが異なるものである。ただし、低周波領域における基本制限は、実際に測定することが困難な体内電界で定められており、体内電界による基本制限に対する適合性確認方法についての国際規格等は未だ十分に整備されていないのが現状である。」</p> <p>よって、「基本制限」は旧電波防護指針の「基礎指針」とは異なり、より積極的に適合性確認に用いることが想定される。</p>		
--	--	--	--	--

		<p>また、改正案に反映される「管理指針」（電磁界強度指針等）は電波と人体の結合（吸収量）が最大となる条件を基に設定されており、「管理指針」を超えていても直ちに「基本制限」を超えることにはならない。そのため、電波法令においても、「管理指針」に加えて「基本制限」による評価を可能とすることで、より効果的な安全な電波利用を可能とすることが期待できる。</p> <p>なお、無線電力伝送システムの技術的要件では、結合係数を用いた人体ばく露量の評価方法は、結合係数を用いることで、本質的には「基本制限」への適合性を確認する方法と考えられる。</p> <p>以上より、適合性評価を行う際に「管理指針」に準ずる位置づけとなる「基本制限」について、その基準値を案に記載することを提案したい。</p>		
--	--	--	--	--

○提出意見数：2件

※提出意見数は、意見提出者数としています。